

組合員証等廃止後（令和6年12月2日以降）の取扱い

1 組合員証等の廃止について

組合員証等は、令和6年12月1日をもって廃止され、令和6年12月2日以降はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。

2 組合員証等の有効期限にかかる経過措置

令和6年12月1日までに交付された組合員証等は、経過措置により令和6年12月2日から令和7年12月1日までの1年間は医療機関等の受診に使用できます。（経過措置期間中に資格喪失する場合は、資格喪失日の前日まで有効。）

3 資格確認書について

マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、保険診療を受けるための資格確認書（従来の健康保険証と同様のカード型）が交付されます。

- ① マイナンバーカードを取得していない方
- ② マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方（3か月間は有効）
- ④ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- ⑤ マイナンバーカードでの受診が困難な配慮が必要な方（要介護の高齢の方や障害をお持ちの方など）で、資格確認書の交付を申請した方

4 資格情報通知書について

組合員証等の廃止に伴い、自身の被保険者資格情報等を簡易に把握できるように、新規資格取得時等に、資格情報通知書が交付されます。

※ オンライン資格確認等システムへのデータ登録完了後

5 令和6年12月2日以降の組合員証等の再交付について

氏名変更や紛失等による理由であっても組合員証等の再交付は行いません。マイナ保険証を御利用いただくか、資格確認書の交付を受けてください。